

第二百四回国 参議院 総務委員会 会議録 第八号

令和三年三月二十六日(金曜日)
午後一時四十三分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

高橋はるみ君

補欠選任

滝波 宏文君

三月二十六日

辞任

清水 真人君

補欠選任

山本 順三君

三木 亨君

二之湯 智君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

浜田 昌良君

進藤金日子君

堀井 巖君

那谷屋正義君

若松 謙維君

片山虎之助君

委員

石井 正弘君

今井絵理子君

片山さつき君

滝波 宏文君

柘植 芳文君

二之湯 智君

長谷川 岳君

松下 新平君

三浦 靖君

山本 順三君

小沢 雅仁君

岸 真紀子君

吉川 沙織君

吉田 忠智君

衆議院議員

総務委員長

総務委員長代理

総務委員長代理

総務委員長代理

国務大臣

総務大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

総務省大臣官房

地域力創造審議官

総務省自治財政局長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官

厚生労働省大臣官房審議官

大坪 寛子君

笠原 隆君

内藤 尚志君

大村 慎一君

佐藤 研資君

武田 良太君

石田 祝穂君

武部 新君

谷 公一君

山花 郁夫君

伊藤 岳君

芳賀 道也君

柳ヶ瀬裕文君

下野 六太君

本日の会議に付した案件

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(閣法第一〇号)

○行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

(自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び

新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議の件)

○政府参考人の出席要求に関する件

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案(衆議院提出)

○委員長(浜田昌良君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、高橋はるみ君が委員を辞任され、その補欠として滝波宏文君が選任されました。

また、本日、三木亨君及び清水真人君が委員を辞任され、その補欠として二之湯智君及び山本順三君が選任されました。

○委員長(浜田昌良君) 地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案に対する質疑は既に終局しておりますので、これより討論に入ります。

意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○芳賀道也君 国民民主党・新緑風会の芳賀道也です。

地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、会派を代表して、反対の立場から討論をいたします。

まず、反対する理由の第一は、新型コロナウイルス対策費が少な過ぎることです。

新年度の地方財政計画と地方交付税法改正案によれば、各自治体の新型コロナウイルス対策支援となるものは、二年間掛けて九百人の保健師を増やして一・五倍にする二十数億円だけではないでしょうか。地方財政計画と地方交付税法による新型コロナウイルス対策は不足していると言わざるを得ません。

第二に、持続可能な地方財政への見通しがありません。

地方税制については、コロナ禍という特殊事情を勘案しても、令和三年度の税制改正では、このような抜本的な税源移譲など、地方税の充実強化策が見送りになってしまうています。極めて残念です。

新年度において十・一兆円もの巨額の地方財源不足が発生し、この財源不足を補うため、地方は臨時財政対策債の発行を余儀なくされました。発行額が二・三兆円増加し、五・五兆円となる見込みです。

平成十三年度以降、長期にわたって臨時財政対策債が財源不足対策として使われていることは異常ではないでしょうか。そもそも、地方交付税法第六条第三項で、地方財源不足が著しく過大となつているときは、地方行財政に係る制度改正又は法定率の変更を行わなければならないとされて

います。しかし、今回も地方交付税法に基づく交付税の法定率引上げ等を含めた抜本的な改革は見送りです。重大な問題です。コロナ禍で地方財政が非常に厳しい状況にある今こそ、政府は交付税の法定率引上げに真正面から取り組むべきです。

私たちが政府案に反対する理由は、第三に、地方税財政を通じた将来の我が国の成長を促す力が弱いことです。

以上のとおり、地方税法改正案及び地方交付税法改正案について、第一に新型コロナウイルス対策費が少ないこと、第二に持続可能な地方財政への見通しがなく、第三に地方税財政を通じた将来の我が国の発展を促す力が弱いことを理由として、国民民主党・新緑風会は反対いたします。

○岸真紀子君 立憲民主・社民の岸真紀子です。

地方税法等の一部を改正する法律案並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、会派

を代表して、両案に賛成の立場から討論を行います。

放送や通信事業の許認可権を持つ総務省の接待問題が次々と発覚し、多くの国民の皆さんが疑問や不信を抱いています。審議において、残念なことに、何ら明らかになっていない。武田大臣には、資料提出や真実の報告等、速やかに誠実な対応を求めます。

それでは、地方税、地方交付税法改正案について申し上げます。

この二つの法案は、COVID-19の感染対策を一年以上にわたって対応している自治体の現場と密接な関係にあります。地方自治体は、感染症予防から地域経済、暮らしの支援など、地域住民に近い存在として期待される役割はとても大きく、その役割と財源はセットであり、地方財政の確立は重要です。

本法案において、地方交付税を始め、地方の財源を確保することは当然の結果とはいえ、総務省があらゆる地財対策に努め、地方交付税等の一般財源総額を、交付団体ベースで、実質二〇二〇年度を〇・二兆円上回る六十一兆九千九百三十二億円を確保したことは評価できます。しかし、その財源確保の内容は、国の一般会計からの加算よりも交付税総額からの控除要因を後年度に先送りした対策が目立ち、当面の財源不足をしのいだものであります。

また、臨時財政対策債についても、概算要求時点よりは縮小したとはいえ、臨財債残高も増加しており、将来世代への負担が重くなることに強い懸念が残ります。

地方の財源を安定的なものとするためには、税源移譲と法定率の見直しが必要です。法定率については、国と地方の歳出比率は四対六というのが実態ですが、税収は六対四となっています。国と地方が対等の関係にあることはいえ、少なくとも五対五の実現を武田大臣に強く要望します。

また、臨時財政対策債及び折半ルールは地方自治体にとって負担であることから、これを直ちに

見直し、国の責任で財源確保に努めるべきです。

様々な問題点はあるものの、地方自治体が地域住民の暮らしを守るため、その役割を発揮するためにも、地方税、地方交付税を始め、安定的な財源を確保することは重要であることを勘案し、私たちの会派は賛成するに至りました。

引き続き、地方財政の安定的な確立と地域主権を目指し、国民の代表たる立法府の立場から厳しく行政監視を行っていくことを申し上げ、討論を終わります。

○伊藤岳君 日本共産党を代表して、地方税法、地方交付税法等の改正案に対する反対討論を行います。

討論に入る前に、総務省接待問題についてです。

総務省の幹部官僚や大臣、副大臣、政務官に対する高額な接待が繰り返され、行政がゆがめられたのではないかという疑念は国会審議を通じてますます深まり、総務行政そのものに対する国民の信頼が大きく揺らいでいることは重大です。一連の問題は放置できません。事実の徹底説明と真相の究明に向け、国会がその役割を果たしていくことが必要です。

改正案に対する反対理由です。

法案は、財源不足の穴埋めのために地方に一・七兆円もの臨時財政対策債の発行を迫るものです。新型コロナウイルスは、これまでの地方行財政の在り方を根本から見直すことを求めています。一般財源総額の実質同水準ルールはやめて、地域の公共衛生体制、医療体制を確立するための財政需要や社会保障関係費の自然増分を地方財政計画に反映し、地方交付税の法定率を抜本的に引き上げて地方が必要とする一般財源総額を確保することが必要です。そのために国は責任を果たすべきで、地方債の特例発行に頼るやり方には反対です。

新型コロナウイルスの下、貧困と格差が広がっています。地方税でも、生計費非課税、所得の再分配機能を高めることが求められています。しかしながら、地方税法の改正内容はこれに応えるものとは

なっていない。地方税の見直しとともに、消費税五％の減税こそ直ちに行うべきであります。最後に、デジタル庁の設置、行政のデジタル化についてです。

業務システムの標準化やクラウド移行によって、システムに自治体の仕事内容を合わせることが目的となり、自治体独自のサービスが抑制、後退されることになりかねません。住民自治、団体自治の侵害という点からも大きな問題があり、また、デジタル化、オンライン化ありきでは、行政サービスへの入口が遠くなり、個人情報保護が置き去りにされるおそれは拭えません。こうした問題を持つ自治体行政のデジタル化を支える財政措置には賛成できません。

以上を述べて、討論とします。

○委員長〔浜田昌良君〕 他に御意見もないようです。両案に対する討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長〔浜田昌良君〕 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長〔浜田昌良君〕 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長〔浜田昌良君〕 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長〔浜田昌良君〕 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題といたします。

那谷屋君から発言を求められておりますので、これを許します。那谷屋正義君。

○那谷屋正義君 私は、自由民主党・国民の声、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会及び国民民主党・新緑風会の各派共同提案による自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議案

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立するとともに、防災・減災の推進、東日本大震災で被災した地方公共団体の復旧・復興事業の着実な実施、さらに新型コロナウイルス感染症への対応のため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要がある。このため、令和四年度以降も地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、社会保障関係費の自然増や感染症対策を始め地域の公衆衛生体制の確立など拡大する財政需要に合わせ、予見可能性を持つて安定的に確保されるように全力を尽くすこと。また、地方公共団体の人員の確保や専門性の向

上に必要な国の予算の確保に万全を期すこと。 二、会計年度任用職員制度の運用に必要な経費については、引き続きその財源の確保に万全を期すこと。また、適正な任用・勤務条件の確保という制度導入の趣旨を十分に踏まえ、地方公共団体において適切な運用が図られるよう、実態を把握しつつ適切な助言を行うこと。	慎重に対処すること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税收の確保に努めること。 七、自動車関係諸税については、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、自動車を取り巻く環境変化を踏まえ、社会インフラの維持・管理に支障が生ずることのないよう、必要な地方財源の安定的確保を前提に、課税の在り方について引き続き検討を進めること。	十一、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の着実な実施を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、防災・減災の推進及び被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。 十二、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、ワクチン接種の円滑な実施を含む感染拡大防止、医療提供体制の確保、雇用の維持、事業の継続等の各分野において、地方公共団体が極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、感染状況に即して、追加的な支出が必要となる場合には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を始め、国の責任において十分な財政支援を行うこと。 右決議する。 以上でございます。 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。 ○委員長(浜田昌良君) ただいま的那谷屋君提出の決議案の採決を行います。 本決議案に賛成の方の挙手を願います。 (賛成者挙手) ○委員長(浜田昌良君) 全会一致と認めます。 よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。 ただいまの決議に対し、武田総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。 武田総務大臣。 ○国務大臣(武田良太君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。 ○委員長(浜田昌良君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議
三、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実確保を図るとともに、臨時財政対策債等の特例措置依存の現状を改め、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、持続可能なかつ安定的な制度実現に向け検討を進めること。 四、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、条件不利地域等、地域の実情を十分に踏まえるとともに、特別交付税については、算定方法の透明化の取組を一層推進し、あわせて、自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど財源保障機能を強化すること。 五、地方交付税の原資となる税收の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。	八、地方財政計画における地方創生関連の事業費や公共施設等の社会的インフラの老朽化対策・維持補修のための経費、社会保障関係の単独事業費の増、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担等に対応するための歳出については、今後とも安定的な財源を長期にわたって確保すること。また、その算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮するなど地域の実情を十分踏まえること。 九、地方公共団体の債務残高が巨額に上っていることを踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。また、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制に努めるとともに、交付税特別会計借入金への償還繰延べなど、負担の先送りをできる限り回避し、地方財政の健全化を進めること。 十、新型コロナウイルス感染症の影響等によつて、臨時財政対策債が増額となるほか、減収補填債、特別減収対策債、特別減収対策企業債など、多額の地方債の発行が見込まれることを踏まえ、地方公共団体の資金繰りの実情に留意した柔軟な運用に努めるとともに、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。	のとおり、総務省大臣官房地域力創造審議官大村慎一君外三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり) ○委員長(浜田昌良君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。 ○委員長(浜田昌良君) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案を議題といたします。 まず、提出者衆議院総務委員長石田祝稔君から趣旨説明を聴取いたします。石田祝稔君。 ○衆議院議員(石田祝稔君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。 御承知のように、過疎対策につきましては、昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、四次にわたる過疎対策法がそれぞれ超党派の議員立法として制定されてきたところでありますが、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、この三月末日をもちまして有効期限が経過しようとしております。 これまでの間、総合的、計画的な過疎対策が積極的に推進され、過疎地域の産業の振興、公共施設等の整備、情報通信環境の確保等の取組が進められてきましたが、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、交通の機能の確保、向上等が喫緊の課題となっております。 一方で、過疎地域は、食料等の安定的な供給、自然災害の発生の防止、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有し、国民の生活に豊かさや潤いを与え、国土の多様性を支える重要な役割を担っております。加えまして、近年は、東京圏への人口の過度の集中によつて、大規模な災害や感染症等による危険の増大等の問題が深刻化しており、過疎地域の担うべき役割は一層重要なものとなっております。

そのため、近年における過疎地域への移住者の増加、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要であります。

このような見地から、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与するため、ここに本案を提出した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、過疎地域の要件につきましては、人口要件に係る基準年の見直しを行い、昭和五十年からの四十年間の人口減少率が一定以上等であり、かつ、令和元年度までの三か年度の財政力指数の平均が市町村平均の財政力指数である〇・五一以下であること等の要件を満たす市町村の区域を過疎地域とし、主務大臣は、当該市町村を公示するものとしております。

また、令和二年の国勢調査及び令和七年に実施される見込みの国勢調査において、それぞれ人口の年齢別構成が公表された場合には、一定の要件を満たすこととなる市町村の区域について、過疎地域として追加していくこととしております。

第二に、平成十一年度から令和二年度までに合併した合併市町村であって、令和元年度までの三か年度の財政力指数の平均が市平均の財政力指数である〇・六四以下であること等の要件を満たすものについては、合併前の旧市町村の区域のうち、人口減少率が一定以上等である区域を一部過

疎地域として、この法律の規定を適用することとしております。

第三に、市町村及び都道府県は、都道府県が主務大臣と協議して定める過疎地域持続的発展方針に基づき、それぞれ過疎地域持続的発展計画を策定することができるとしてしております。

第四に、過疎地域の持続的発展を支援するため、国庫補助負担率のかさ上げ、過疎対策事業債の発行、基幹的な市町村道等の都道府県による代行整備事業等の特別措置を引き続き講じることとするほか、市町村からの提案があつたときの規則の見直しの配慮など、配慮措置を充実することとしております。

第五に、基準年の見直しに伴う激変緩和措置として、現行の過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の市町村であって、昭和三十五年からの五十五年間の人口減少率が一定以上等であり、かつ、令和元年度までの三か年度の財政力指数の平均が〇・五一以下であること等の要件を満たす市町村の区域は、引き続き、過疎地域とすることとしております。

第六に、この法律は、令和三年四月一日から施行し、令和十三年三月三十一日限りでその効力を失うこととしております。

また、現行の過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の市町村のうち、本法の対象とならないものに対しては、激変を緩和するための経過措置を従前以上に講ずることとしております。その内容は、激変緩和の期間の延伸に加え、従前からの措置である国庫補助負担率のかさ上げ、過疎対策事業債の発行、都道府県による代行整備事業のほか、新たに、減価償却の特例、地方税の減収補填措置を追加することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（浜田昌良君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岸真紀子君 立憲民主・社民の岸真紀子です。私は、これまでの過疎地域自立促進特別措置法の期限が本年三月末日までとなっていることを踏まえ、立憲民主党に過疎対策ワーキングチームを設置し、事務局長を務めさせていただきました。この間も、超党派の実務者協議にも参画をさせていただきました。これまでも、党の主張を取り入れていただいたことに、谷先生、山花先生始め、各党会派の皆様へ感謝を申し上げます。

その上で、幾つか課題や確認したいことがございますので、質問をさせていただきます。

新たな過疎法については、これまでの過疎地域の要件である人口要件に係る基準年の見直しを行うこととなりました。議員立法で最初の過疎法が成立してから相当年が経過して、背景も変化していることから、今回、基準年の変更を行うことはやむを得ないものと考えています。

一方で、本法案は、全国で新型コロナウイルス感染症による地域経済への打撃、そして地方財政への影響が出ていることを勘案し、現在、指定を受けている過疎団体については配慮を行う内容としています。この配慮を入れたことによって、多くの自治体が安堵をしたという声を聞いております。

このことを踏まえると、あくまでも時限立法ということもあつたり、十年後のことは今話しても分からないということもあるのではないかと、基準年の見直しによる影響がなるべく生じないよう、引き続き各自治体の意見を反映することが重要です。

我が党でも、各地域の声を引き続き意見反映を行っていきませんが、総務省として、過疎地域に寄り添った対応であつたり、意見反映の場を、これまでも設けてきているとは思いますが、今後もしそういった検証とか意見反映を拾う場というのはあるのかどうか、考えをお聞かせいただければと思います。

○政府参考人（大村慎一君） お答えいたします。過疎法は、今回提案されている法案を含めまして議員立法として提出されてきた経緯がありますので、十年後の過疎対策の在り方につきましても各党各会派で御議論いただくべきことと認識をいたしております。

総務省におきましては、過疎法を執行する立場から、市町村の過疎対策の実施状況を定期的に調査するとともに、現行の過疎法の期限切れに向けては、各党各会派における議論の材料としていただけるよう、有識者会議における提言を取りまとめました。

本法案が成立をすれば、市町村が過疎地域の持続的発展に向けて取り組んでいただけるように、法の趣旨をしつかりと周知をするほか、法に盛り込んでいただいた支援措置の活用のための助言をさせていただきたいと考えております。その際、市町村から過疎対策の実施についての御意見についても丁寧に向つてまいりたいと考えております。

○岸真紀子君 ありがとうございます。なるべく丁寧今後も各自治体の意見反映をしていただければと思います。

また、今回、卒業団体や指定されていない団体についても、全国平均を上回ることはなるんですが、財政力指数としては決して高いとは言えない状況があります。過疎指定から外れた団体から見れば、過疎地域には過疎債のように優遇された制度があつてずるといったような、そんな、残念ながらそういう課題もあります。

実際に、二〇二〇年度についても、光ファイバー整備事業というのがありまして、未整備地域の自治体が公設民営で光ファイバーを整備したいと考えても、全部が全部国費で出ていないので、自治体の単費持ち出し分がございました。こういったときに、過疎地域であれば過疎債を使つて、後々交付税措置がされるのですが、過疎地域に指定されていないところは、なかなか財源確保に苦勞するというような実態がありました。

一部の非過疎自治体で、任意の団体ですが、過疎法適用外小規模町村連絡会議というのもつくって、各種要望などの活動を行っているようです。衆議院総務委員会では、立憲民主党の山花議員が、全国の四七・七％と半数が過疎地域で、特別措置が必要という事態への問題提起もされておりました。

こういった過疎地域以外の団体からの要望や、財政力が低い自治体への財政措置、支援策について、総務省としてどのように考えなのか、お伺いします。

○政府参考人（大村慎一君） お答えいたします。人口減少対策は、過疎地域だけでなく、全国的な課題であると認識をいたしております。このため、総務省においては、地方への人の流れを創出するための支援を強化することといたしております。

具体的には、まず、移住、定住にもつながる地域おこし協力隊について、令和六年度に隊員数を八千人にする目標の達成に向けて応募者の裾野を拡大するため、二週間から三か月の間従事していただくインターン制度を令和三年度から創設して強化を図っております。

また、議員立法である人口急減地域特定地域づくり推進法に基づき、地方における担い手の確保と安定的な雇用の創出を図る特定地域づくり事業協同組合制度を推進いたします。

このほか、毎年度の地方財政計画の策定に当たっては、例えば地域社会の維持、再生に向けた幅広い施策に取り組むための地域社会再生事業費など、地域課題の解決に必要な経費を適切に計上しているところでございます。

これらを通じて活力ある地方の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

○岸真紀子君 やっぱり財政力というのはすごく大事なことで、引き続きなるべく自治体の財政支援を行っていただきたいと思います。

また、近年は自然災害が多く発生しています。二月にも福島沖、三月にも宮城県沖地震があった

ところですが、いつどこで災害が起きるか分からない状態にあります。大規模災害があった自治体では様々な財政出動が必要となっております。残念ながら、避難が続いた場合には、避難からなかなか自宅に戻れなかった場合には人口流出といった課題も出てきています。今回、卒業団体の中には激甚災害を受けた自治体も該当となっております。そういったところからは不安の声、これからの将来的な財政に不安を感じているところではあります。

被災地の復旧復興のための財政的支援というのは総務省としてどのように考えているか、お伺いいたします。

○政府参考人（内藤尚志君） お答え申し上げます。防災・減災対策でございますとか、あるいは災害からの復旧復興につきましては、過疎市町村、過疎地域以外の市町村共に緊急的に実施することが重要でございます。

そのため、五か年加速化対策の策定に伴いまして、交付税措置が過疎債並みの手厚い地方債でございます。また、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債を延長いたしまして、対象を拡充することといたしております。

また、災害復旧事業につきましては、交付税措置が手厚い災害復旧事業債の発行が可能でございます。また、国庫補助事業については九五％、地方単独事業につきましても、公債費負担に応じて八五・五％まで元利償還金の交付税措置が講じられておりまして、迅速な災害復旧が可能となっております。

引き続き、地方団体が災害対策をしつかり行うことがきますよう取り組んでまいります。

○岸真紀子君 引き続き、過疎地域だけではないんですが、やっぱり将来不安が、災害が起きたゆえの財政負担というのが重いという課題が残っております。

昨年から、コロナ対策として自治体が大きな役割を担っています。それは、小さな自治体であつ

てもフルスベックの役割を担っていて、その行政を保つためにもこの法案は重要になっていきます。過疎地域に住む人たちだけではなくて、法案の名称に今回、持続的という言葉を入れたように、日本全体として、環境であったり災害といった地方にも大事な観点というのが全ての国民にも関わってくる問題です。総務省の過疎問題懇談会の中でもそういったことが議論されてきています。

最後に、武田大臣、過疎地域に対する思いがありましたら、お聞かせいただけますか。

○国務大臣（武田良太君） 過疎地域を始めとして人口減少が進む地域においては、地域社会を担う人材の確保や地域経済の活性化、集落の維持及び活性化等が喫緊の課題となっており、このような地域において持続可能な地域づくりを進めることは極めて重要であります。

このため、過疎地域については、新しい過疎法案が成立した際には、その執行に全力を傾け、過疎債などの法案に盛り込まれた措置を活用し、積極的に過疎市町村を支援してまいりたいと思っております。

また、過疎地域以外の地域を含めて、全国的に持続可能な地域づくりを進めていくため、地域おこし協力隊の強化や二地域居住の推進などにより地方への人の流れを後押しするとともに、ローカル・ワンプロジェクトなどの推進を通じ、自立分散型地域経済の構築を積極的に進めてまいります。

○委員長（浜田昌良君） おまとめください。

○岸真紀子君 終わります。

○片山虎之助君 日本維新の会の片山です。持ち時間が十分ですから、もうすぐなくなるんですけれども、ちょっとだけ昔話をさせてください。

過疎問題が我が国の大きい問題になったのは昭和四十年代なんです。昭和三十五年からの池田内閣は、所得倍増計画、経済の高度成長を打ち出して、だあつと労働力が動くんです。いろんなところから首都圏を中心に大都市圏へ動いていく。そこで過密過疎ということが初めて言葉で出

るんですね。いろいろなところで使われるようになる。

そこで、この問題解決のために法律を作ろうという動きができましたね。昭和四十三年から四十四年頃ですよ。それで、閣法でやろうかと言ったんだけど、閣法だと時間が掛かるし、なかなかまとまらないと。議員立法がいいと、与党に頼もうというので、自民党に委員会をつくってもらったんですよ。委員長が山中貞則さんですよ。それは腕力抜群ですよ。実務にも強いし。まだその頃は中間だった。そこで、委員会ですどつどつどつやるんですが、事務方が要るんですよ、下働きが。そこで、私は自治省の当時官房企画室の課長補佐で、事務方を担ったんですよ。そこで、いろいろワッショイワッショイやって、議員立法できました。

あれから五十年ですよ、五十年。あれから五十年と言う人がおりますけどね、コメディアンに。あれから五十年、名前が幾つ変わったかと思えます。最初は緊急措置なんです。その次が振興になって、その次が活性化ですか、活性化になって、それから、何だ、もう一つあって、それから今度、あれですよ、持続的発展の支援ですか。やっぱり時代とともに過疎対策の中身も変わってくるんですよ。

今度、持続的発展の支援というのは今はやっています、国連なんかでも。その言葉を使った意味と違いを誰か答えてください。

○衆議院議員（谷公一君） 片山先生のおっしゃるとおりで、五十年前から連続として議員立法で続けてまいりました。

今回の新過疎法で持続可能、持続的発展という基本コンセプトを入れたわけでございますけれども、その考え方は、第一に、やっぱり過疎と言われる地域もしっかり持続可能な地域社会を今後とも継続してもらわなければ困るということ。それと二つ目に、東京一極集中が加速し、大規模な災害あるいは今回のような新型コロナウィルス感染症などのリスクの増大が深刻化する中で、過疎地

域の役割は一層重要なものになってきているということ。それと三つ目に、いわゆる田園回帰なりそういう動きが、新たな潮流が生まれてきていること。加えて、国際的なSDGsの動きなども踏まえて、今後の過疎対策は持続可能な地域社会の形成と地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の二つを実現させる、そういう思いで今回の法律案を作らせていただいているところでございます。

○片山虎之助君 過疎法の中身は画期的なことがあるんですよ。過疎債というのが、その前あったのは辺地債というのだけですよ。これは制度としてあったけど、大したことなかった、額も少ないし。過疎債というのは、ばつと地方債を付けて元利償還を七割見るというんですよ。しかも、何千億ですよ、ペーシング。一遍に過疎地域良くなるんですよ。それから、市町村道や公共下水道を都道府県が市町村の代わり代行できるというのは、あの過疎法で我々が考えたんですよ。今いろいろ使われていますよ。代行というのは普通はなかったんですよ。

まあ、使われ方がいろいろありますけれども、そういう意味があったんだけど、私は、何で過疎地域を卒業したがないか。私は岡山県なんですけど、岡山県の市町村は過疎地域になると喜んで祝杯を上げるんですよ。おまえ、過疎地域卒業だと言われると泣くんですよ、嫌だと言って。話、逆でしょう。過疎地域に入ったら、もう困ったと泣かないかぬ。卒業するなら、もう祝杯上げないかぬ。何ですか。どう思いますか、端的に。

○衆議院議員（谷公一君） 今、片山委員のそういう反論もあることも十分承知しております。全国でたくさん声を聞いております。それで、多くの現在の過疎の市町村から、是非継続してほしい、その方が手厚い財政措置が受けれるからという本音といいますか、そういう問題意識があるということも承知しております。

こういう要望を十分考慮しながら過疎地域の要件を今回検討させていただいたわけでございます

が、結果的に、ほぼ現行の過疎地域の数とほぼ一緒になったということであります。

ただ、本法律案による特別措置を積極的に活用していわれる過疎からの脱却を目指してほしいと考えておりまして、多くはございませんが、そうした実例も現実に見られるところでございます。

○片山虎之助君 それで、五十年間、せつせといろんな財政措置をして施設を良くしましたよ、公共施設を。じゃ、これ、持ちこたえられますか、管理や何かで。むしろ、要らないものは捨てにやいかぬのです。そういう時代に入ってきているんですよ。それ、できますか、これから。それ、やらにやいかぬ。いろんな会館やいろんなものができていると私思いますよ。それ、ずうつとこれから人口減少していく中で持ちこたえられますか。しかし、そういうところで住みたいとかという欲求はあるんですよ。私はいつも言うんだけど、日曜日の番組で「ボツンと一軒家」ってあるでしょう、山の中に。あれが視聴率高いんですよ。大体似たようなことを、まあ余り悪口じゃいかぬけど、似たようなことの報道ですけども、見たい人、大勢おるんですよ。そういうことをどうつなげていくかですよ。

それから、今、移住だとかなんとかということ、関係人口だとか言われていますよ、移住だとか。しかし、過疎地域に簡単に移住しませんよ。人口動かない。だから、移住じゃなくて、時々来てもらう、夏なら夏、何とか、春ならいいときに。そういう定時制人口とかの、そういう決まったときだけ、マルチハビテーションとか、難しく言えば。そういう何か所か家を持つた中に過疎地域にも家を持ってもらう。そういう動く人口をどうやって取り込んで、地域の発展につなげて、それを人口上もこういう数字にして、役割、力にしていくなということが私は大きな課題だと思いますが、いかがですか。

○衆議院議員（武部新君） 先生御指摘のとおり、交流人口をしつかりしていくのは大事でございますが、持続的発展を図る上でも、移住、定住を促

進することによりまして地域社会の担い手となる住民を確保することが望ましいと考えております。

また、田園回帰という潮流も高まっております。例えば片山先生の御地元の岡山県西粟倉村では、平成二十二年―二十七年では〇・四％ですけども、社会増となっております。

一方で、先生の御指摘のとおり、移住、定住には様々な課題もございます。二地域で移住することなど、いわゆる関係人口の確保も有効と考えております。

このことから、本法律案におきましても、関係人口の確保を含めて推進することができるよう、移住、定住の促進とともに地域間交流の促進を人材確保の策として明記しているところでございます。

政府においても、様々な取組を通じて、移住、定住のみならず、関係人口の確保を努めていただくことを期待したいと思っております。

○片山虎之助君 もう時間来ますからやめますが、卒業をどんどん奨励してください。卒業しないで受けてばかりおると全部過疎地域になる。日本は過疎地域の国になっちゃいますよ。やっぱ積極的に卒業させないと、どこかの大学じゃないけれども。それを本気で考えて、動かす、交換する、中が変わるということをこれから過疎対策の大きな目玉にしてください。

終わります。

○芳賀道也君 片山大先輩のように五十年前は知りません、私。一年生議員であります。今回初めて、山形選出ということで過疎地域も多い、会派の代表ということでこの法案にも関わらせていただきました。自民の谷先生始め、山花先生、公明、それから立憲・社民、国民、維新、共産、与党も野党もなくこうやって一つのものを作り上げる、しかも、与党の先生方にも野党の意見もしっかりと聞いていただいているのは今回私、初めて経験しまして、すばらしいことだなと思っております。

山形も過疎地域が多く、首長さんからは、いや、過疎債有り難いんだよ、減らされないようにしてくれというのが一番大きなところだったんですが、今回、最高額を確保していただいたということで喜んでおります。

ただ、若干ではあります。対象市町村もほんの僅か増えております。これ、市町村が増えた分を考えると余り増えていないとか、そういったことがないかどうか、その点を確認させていただきます。

○政府参考人（内藤尚志君） お答えを申し上げます。

卒業団体を含みます過疎関係一団体当たりの過疎債の額でございますけれども、令和二年度一団体当たり五・七五億円、令和三年度五・七八億円となっております。さらに、近年、住民の生命、安心、安全の確保を緊急に図る観点から、緊急防災・減災事業債でございますとか緊急自然災害防止対策事業債というように、個別の事業について過疎債並みの地方財政措置である地方債を創設しております。過疎市町村もこれを活用していただいているところでございます。

したがって、両方併せ持って、全体で見れば十分対応可能というふうに考えてございます。

○芳賀道也君 額を確保していただいたことに感謝を申し上げます。

それからもう一つ、今回、財政力指数、卒業する団体と、まあ言わば入学というんでしょうか、そういったバランスも絶妙に考えていただいて、財政力指数を若干緩和していただきました。このことで一つだけ心配だったのが、厳密な計算式によっているわけで、ソフト債の発行限度額がこれまでの式だと減らされてしまうというのを心配をして質問をいたしました。さすがにしっかりと激変緩和で経過措置を入れていただいております。これについては本当に感謝申し上げます。

皆さんにお配りした資料、ポンチ絵ですがけれども、ですから、激変緩和で、減らされるのが経

過措置でほんの僅かずつ減っていったということですが、ただし、やがて八〇％になってしまふと。来年度についてはしっかりと一〇〇％確保できるといふことなんです。

これについて、やはりソフト債というのは、職員の人件費などには使えないという若干のこういう縛りはありますが、ほとんど本当に市町村が必要だと思ふことに使えと。いろんな中で、谷先生からも、こういう使い道が比較的自由だというのは珍しいんだと、国の、ことも教えていただきましたけれども、地元の市町村から、経過措置があつてもやがて減るのか、いや困つたという声も実は寄せられておりますので、地方を思う議員、与党、野党共に、やはりソフト債が減るのは困るという声もあることは事実ですが、武田大臣、是非、これは省令で対応できるということでしたので、三年後からも減らないように、あるいはこの現状の額を、限度額を確保できるように、様々、谷先生始め、自民、公明、野党の要望があれば、これも検討していただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○国務大臣(武田良太君) 過疎債ソフト分についてですけども、過疎市町村の税収が乏しいことから、全市町村平均の財政力指数と各々の過疎市町村の財政力指数を比較し、留保財源の差の一定割合を埋める趣旨で講じられているものであります。

そういった制度の趣旨から、過去の算定方法に基づく額を維持することは困難ではあります、過疎市町村の財政に与える影響を緩和するため、手厚い激変緩和措置を講じることとしていふところであります。

○芳賀道也君 谷先生もいらつしゃいますが、是非、与党も野党もなく、地方を考える議員の皆さんの声もこれ以降も是非聞いて検討していただきたいと思ひます。

次に、学校や保育園など、一度国の補助金によつて建築した建物、まあ閉校や閉園の後に、社会的に有意義な、例えば保育園の場合なんかです

と、障害者の授産施設になつた、それでもやはり補助金を返還しなきゃいけないというようなことで、今過疎に悩む地方は本当に困つていふ。

転用すると補助金返還が求められるということ、過疎地域だからこそ学校や保育園が閉園になるといふこともあるわけで、有用なものに使われるのであれば、こうした国の補助金返済、足かせになつていふので、こういったものが返さなくていいようなそういった措置、そういったものとはれないんではないか。それぞれ担当が違うということですので、厚労省、学校などについては文科省に伺いたいと思ひます。いかがでしょうか。

○政府参考人(大坪寛子君) お答えいたします。まず、保育所についてお尋ねがございましたので、厚生労働省から報告を申し上げます。

先生御指摘のとおり、補助金等適化法の規定に基づきまして、国庫補助を受けて整備されました保育所、これは他の用途に転用する場合には財産の処分の手続を要するというところでございまして。ただ一方で、厚生労働省におきましては、近年の急速な少子高齢化、そういった社会経済情勢の変化に対応するために、今先生が御指摘になりましたように、利用開始から十年経過後に無償でほかの福祉施設、児童福祉施設ですとか高齢者や障害者のための福祉施設、こういったものに転用する場合には国庫への納付を不要といたしまして、その承認手続の弾力化を図つていふところでございます。

こういったことで支援をしてまいりたいと思ひております。○政府参考人(笠原隆君) 学校施設について、文部科学省の方からお答えさせていただきます。学校施設は、先生もお話ございましたように、地方公共団体にとつて貴重な財産であることから、廃校となつた後も地域の実情に合わせて有効に活用されることは、地域活性化に貢献するものであり、重要というふうに認識をしてございまして。

厚労省さんの方からも答弁ございましたけれども、国庫補助を受けて整備した学校施設を他の用途に転用する場合には、補助金等適化法の規定に基づいて財産処分の手続が必要になります。しかしながら、文部科学省では、既存施設の有効活用を促進するため、この財産処分の手続の弾力化を既にかなり行つてございます。

例えば、具体的には、国庫補助事業完了から十年以上経過した公立学校施設を無償で転用する場合には、補助金の国庫納付を不要としてございまして。さらに、国庫補助事業完了から十年未満でありまして、例えば耐震補強事業を実施した建物の無償による財産処分の場合には、耐震補強のための補助金の国庫納付を不要とする扱いもしてございまして。さらに、それ以外の、文部科学省といたしまして、例えば学校の廃校活用を希望する自治体と事業者をつなぐマッチングイベントの開催ですとか、そういう様々な取組を通じて地方公共団体の取組を支援してございまして。

今後とも、地方公共団体の創意工夫によつて、過疎地域を含む全国の廃校施設が有効に活用されるよう支援をしてまいりたいと思ひます。

○芳賀道也君 十年たったものを例えば無償で貸す、無償で引き渡すというものには一緒に配慮していただいているんですが、ただ、実際に地元の首長さんに言わせると、公共の建物をただでどなたか第三者に売り渡す、あるいはただで貸すというのが非常にハードルが高いというのか、せつかく立派な建物、地元の人にとってはね、それをただで売るのは、ただで貸すのかという、その首長さんへの風当たりが非常に高いというハードルもありまして、この辺も、国は何かのそういったことが進められることなのだというようなアナウンスから、何か政策から是非検討をしていただけたらと思ひます。

今日は、お忙しい中、ありがとうございます。終わります。

○伊藤岳君 日本共産党の伊藤岳です。私の地元埼玉県でも四つの市町村が過疎地域に指定されており、この問題には関心を持つてまい

りました。過疎法がより良いものになるよう、幾つか質問させていただきたいと思ひます。

先日、埼玉県小鹿野町から実情や要望等伺つてまいりました。テレビの難視聴地域への支援は有り難いが、病院が閉院になつたり高等学校が廃校になつてしまつたら、過疎化が更に進むことになり心配をしている、支援を強めていただきたいなどの声が出されていまして。それらも踏まえて伺いたいと思ひます。

今日は、提案者の皆さん、どうもありがとうございます。

本法案では、法律の名称を「過疎地域の持続的発展の支援」とし、前文を入れて、「過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」としてあります。過疎地域が果たす役割と目指す姿など、本法案の趣旨を説明していただけますでしょうか。

○衆議院議員(谷公一君) 五十一年前の初めての過疎法から累次新法を作つてまいりましたが、初めて前文を記載させていただきました。その前文の中にもございますが、過疎地域の役割は、食料、水、エネルギーの供給を始めとする多面的機能により、国民の生活に豊かさや潤いを与え、国土の多様性を支えていると、そう認識しております。さらに、大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化する中で、この過疎地域の担うべき役割は一層重要なものになると認識していふところでございます。

一方、過疎地域においては、今委員御指摘のとおり、今なお大変厳しい状況があるというのも事実でございます。こういう中で、過疎地域は、近年における移住者の増加などの動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上を目指す必要があると認識していふところでございます。

今後とも、過疎地域の持続的発展に資する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりたいと思ひております。

○伊藤岳君 過疎地域の指定要件は、市町村ごと

に人口要件と財政力要件で判定されます。長期の人口減少率を判断するときの基準年については、今まで一九六〇年だったが、一九七五年にすることは本法案の大きな変更点の一つです。

同時に、過疎指定から外れる自治体が出てしまい懸念の声が上がりましたが、このことに本法案はどう対応していますでしょうか。御説明をお願いします。

○衆議院議員（山花郁夫君） 長期の人口減少率の基準年については、これまでの過疎法では新法制定の都度、一九六〇年、昭和三十五年を用いてまいりました。先ほど片山委員から故事来歴について御紹介がございましたけれども、一九六〇年は地方圏からの人口流出がピークであった年であることから基準年として用い続けてまいりましたが、既に六十年が経過をいたしております。このため、今後の過疎対策を見据えて、長期の人口減少率の基準年を、一九六〇年、昭和三十五年から、これをピークとする人口圏からの人口流出が一旦収束した一九七五年、昭和五十年に見直すこととしたしました。

ただし、基準年の見直しは一九七〇年の過疎法制定以来初めてのことでございますので、十分な激変緩和措置を講じる必要があります。このため、過疎対策事業に取り組んできた現行法の過疎地域については、基準年として一九六〇年も併用することとしたしました。この結果、過疎地域については、一九七五年、昭和五十年を基準年とする要件、こちらと、一九六〇年、昭和三十五年を基準年とする要件のいずれかの要件を満たせば過疎地域となりますので、基準年の見直しに起因する影響はないものと考えております。

なお、基準年の見直し以外の要因で過疎地域の要件を満たさなくなる卒業団体、これにつきましては、経過措置の期間を延長するとともに、経過措置の対象に新たに減価償却の特例等を追加いたしております。従来の措置と比べて相当手厚い措置を講じることとしたしております。

○伊藤岳君 既に過疎地域に指定されている自治

体は二つの基準年、適用できるということですね。

総務省に聞きます。

市町村によっては、卒業団体となることで病院や診療所などの医療体制が縮小したり、学校や保育園などが廃止になるなど、住民の医療や福祉低下につながっては大変です。

本法案は、激変緩和の措置も広げています。卒業団体の財政状況などをフォローし、意見、要望を聞く仕組みや支援を行っていく方法はあるんでしょうか。

○政府参考人（大村慎一君） お答えいたします。

いわゆる卒業団体に対しては、先ほど御答弁いただいたように、本法律案においてより手厚い経過措置を講じていただいております。具体的には、経過措置の期間について、現行法では五年間であったところ、本法律案では原則六年間とするとともに、財政力が特に低い卒業団体については七年間とする等の拡充がされております。

総務省としては、いわゆる卒業団体に対してこれからの経過措置の内容を周知させていただくとともに、卒業団体が作成する過疎計画を踏まえて、例えば地域おこし協力隊や集落支援員などの過疎法以外の支援措置の活動に関して助言するなど、きめ細かく丁寧なサポートを積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、本法律案においては、あわせて過疎計画の記載事項に目標や達成状況の評価に関する事項が追加されておりますので、これらも丁寧にフォローさせていただく中で、卒業団体の御意見等を伺ってまいりたいと考えております。

○伊藤岳君 しつかりしたフォローをお願いしたいと思います。

過疎対策事業債についてお聞きします。

総務省、過疎対策事業債の対象に民間医療機関が追加されますが、自治体の病院、公立の病院はどうなんでしょうか。

○政府参考人（内藤尚志君） お答え申し上げます。

現行の過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項第十七号において、過疎対策事業債の対象といたしまして診療施設が規定されているところでございます。また、公立病院は現在も対象となつているところでございます。

また、本法律案にも、第十四条第一項第十七号に規定されているところでございます。

○伊藤岳君 公立病院、本当に大きな役割を果たしています。

小鹿野町には町立病院があります。保健師が町から常駐で派遣されていて、病院を核とした保健、医療、福祉が一体となった地域包括ケアシステムが取り入れられていて、健康長寿の町づくり大きな役割を果たしていますし、町民からも評判の病院です。

小鹿野町の一人当たりの医療費は約七十万、埼玉県のが平均が八十四万円ですから、何と約十四万円以上も低くなっております。町長は、こうしたところに手厚い保護、財政支援等をしていただきたいと要望しております。過疎地域の自治体への取組に応えて対応していただきたいと思うんです。

提案者の方にもう一問お聞きします。

過疎対策事業債があっても、来てくれる医師や看護師がいらない現状があると思います。過疎地域への医師、看護師確保の仕組みについてはどのような議論があったのでしょうか、教えていただきたいです。

○衆議院議員（武部新君） 過疎地域におきまして、医師、看護師等の医療人材の確保は大変重要な課題だと認識しております。

新過疎法制定に当たりまして自民党で実施いたしました市町村長からのヒアリングにおきましても、多くの市町村から地域医療の確保への支援の充実を求める意見がたくさんございました。

このため、本法律案におきましては、医療の確保について配慮規定を追加しております。都道府県は、医療計画を作成するに当たっては、過疎地域において医師等の確保などについて適切な配慮をすること、もう一つは、国及び地方公共団体

は、過疎地域において必要な医師等の確保などにより医療の充実が図れるよう適切な配慮をすることとしたところでございまして、これまで六項目から、医療関係については八項目に増やさせていただきました。

提案者としては、この配慮規定を踏まえて、過疎地域における医師等の確保に向けた政府及び地方公共団体の取組に期待したいと思っております。

○伊藤岳君 ありがとうございます。

小鹿野町でも、診療ニーズがあっても医師の確保ができず、患者を受け入れられない実情もあるという話も聞きました。過疎地域の自治体の実態を踏まえて過疎法を適用、運用することを求め、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長（浜田昌良君） 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（浜田昌良君） 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、那谷屋君から発言を求められておりますので、これを許します。那谷屋正義君。

○那谷屋正義君 私は、ただいま可決されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案に対し、自由民主党・国民の声、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべ

きである。

一、昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、五十年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の意見も踏まえて、必要な検討を行うこと。

二、平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題の解消に向けた継続的な支援を行うこと。

三、本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。

四、過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮すること。

五、過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するよう本法の趣旨を周知するとともに、非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行うこと。

六、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発し、被災市町村の財政が逼迫している状況を踏まえ、本法の適用の有無にかかわらず、財政力の低い団体における防災・減災対策の推進とともに、被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。

七、地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民

サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、離島や中山間地など条件不利地域等地域の実情に十分に配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（浜田昌良君） ただいま那谷屋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（浜田昌良君） 全会一致と認めます。

よって、那谷屋君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、武田総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。武田総務大臣。

○國務大臣（武田良太君） ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長（浜田昌良君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（浜田昌良君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十五分散会

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案（衆）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案

目次

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 過疎地域持続的発展計画（第七条―第十一条）

第三章 過疎地域の持続的発展の支援のための財政上の特別措置（第十二条―第十五条）

第四章 過疎地域の持続的発展の支援のためのその他の特別措置（第十六条―第二十四条）

第五章 過疎地域の持続的発展の支援のための配慮（第二十五条―第四十条）

第六章 雑則（第四十一条―第四十六条）

附則

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさや潤いを与え、国土の多様性を支えている。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

しかるに、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

ここに、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

(過疎地域)

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（第十七条第九項を除き、以下「財政力指数」という。）で平成二十九年年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五一以下であること。ただし、

イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値（以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が〇・二八以上であること。

ロ 四十年間人口減少率が〇・二三以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。

ハ 四十年間人口減少率が〇・二三以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

二 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二二以上であること。

二 四十年間人口減少率が〇・二三以上であり、かつ、財政力指数で平成二十九年年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下であること。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

2 主務大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

(特定期間合併市町村に係る一部過疎)

第三条 特定期間合併市町村（平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村のうち、前条第一項、第四十一条第一項又は第四十

二条の規定の適用を受ける区域とする市町村以外のものをいう。以下この条及び第六章において同じ。）であつて、財政力指数で平成二十九年年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村（平成十一年三月三十一日に存在していた市町村であつて、同年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に市町村の合併によりその区域の全部又は一部が特定期間合併市町村の区域の一部となつた市町村をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。）の区域（平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間の市町村の合併の日（二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）の前日における市町村の区域をいう。次項及び第四十一条第二項において「特定期間合併関係市町村の区域」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第一号、第二号又は第三号に該当する場合においては、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値（以下この項及び次項において「特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率」という。）が〇・二八以上であること。

二 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上であつて、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。

三 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上であつて、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

四 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。

2 特定期間合併市町村であつて、財政力指数で平成二十九年年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村の区域のうち、特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上である区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
（過疎地域の持続的発展のための対策の目標）

第四条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し、及び育成すること。

二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。

三 通信施設等の整備及び情報通信技術の活用等を図ることにより、過疎地域における情報化を進めること。

四 道路その他の交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通の機能を確保し、及び向上させること。

五 生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。

六 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

七 美しい景観の整備、地域文化の振興、地域における再生可能エネルギーの利用の推進等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。

（国の責務）

第五条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

（都道府県の責務）

第六条 都道府県は、第一条の目的を達成するため、第四条各号に掲げる事項につき、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

第二章 過疎地域持続的発展計画

（過疎地域持続的発展方針）

第七条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展方針（以下この章において単に「持続的発展方針」という。）を定めることができる。

2 持続的発展方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

イ 過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

ロ 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

ハ 過疎地域における情報化に関する事項

ニ 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

ホ 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

ヘ 過疎地域における子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

ト 過疎地域における医療の確保に関する事項

チ 過疎地域における教育の振興に関する事項

リ 過疎地域における集落の整備に関する事項

ヌ 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

ル 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

3 都道府県は、持続的発展方針を作成するに当たっては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。

4 都道府県は、持続的発展方針を定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、主務大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 都道府県は、持続的発展方針を定めたときは、これを公表するものとする。

6 過疎地域の市町村は、持続的発展方針が定められていない場合には、都道府県に対し、持続的発展方針を定めるよう要請することができる。

7 前項の規定による要請があつたときは、都道府県は、速やかに、持続的発展方針を定めるものとする。（過疎地域持続的発展市町村計画）

第八条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項

二 地域の持続的発展に関する目標

三 計画期間

四 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

ハ 地域における情報化に関する事項

ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

ホ 生活環境の整備に関する事項

ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

ト 医療の確保に関する事項

チ 教育の振興に関する事項

リ 集落の整備に関する事項

又 地域文化の振興等に関する事項 ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項 五 市町村計画の達成状況の評価に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項 3 市町村計画には、前項第四号ロに掲げる事項に関し、過疎地域の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振興、観光の振興その他の産業の振興の促進に関する事項（以下この条及び第二十七条において「産業振興促進事項」という。）を記載することができる。 4 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。） 二 産業振興促進区域において振興すべき業種 三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項 5 市町村計画に第二項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、他の市町村との連携に関する事項について記載するよう努めるものとする。 6 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画及び当該市町村計画を定めようとする市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならない。 7 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第四号に掲げる事項（産業振興促進事項を含む。）については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。 8 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。 9 主務大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。 10 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。 （過疎地域持続的発展都道府県計画）	第九条 都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）を定めることができる。 2 都道府県計画は、都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とし、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一 過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項 二 過疎地域の持続的発展に関する目標 三 計画期間 四 前条第二項第四号に掲げる事項に関する事項 五 都道府県計画の達成状況の評価に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、過疎地域の持続的発展に関し都道府県が必要と認める事項 3 都道府県計画に前項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助について記載するよう努めるものとする。 4 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出するものとする。 5 前条第九項の規定は都道府県計画の提出があつた場合について、前項及び同条第九項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。 （関係行政機関の長の協力） 第十条 主務大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に関し必要がある場合においては、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。 （調査） 第十一条 主務大臣は、過疎地域の持続的発展を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体について調査を行うことができる。 第三章 過疎地域の持続的発展の支援のための財政上の特別措置 （国の負担又は補助の割合の特例等） 第十二条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおり
--	---

りとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

2 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

（国の補助等）

第十三条 国は、過疎地域の持続的発展を支援するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十一条第一項に規定する改築等事業をいう。）として、市町村計画に基づいて行う公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買取その他これに準ずる方法による取得を含む。）に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

（過疎地域の持続的発展のための地方債）

第十四条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）、農道、林道及び漁港関連道

二 漁港及び港湾

三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの

四 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所

五 観光又はレクリエーションに関する施設

六 電気通信に関する施設

七 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの

八 下水処理のための施設

九 一般廃棄物処理のための施設

十 火葬場

十一 公民館その他の集会施設

十二 消防施設

十三 保育所及び児童館

十四 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設及び幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）をいう。）

十五 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設

十六 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設

十七 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）

十八 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

十九 市町村立の専修学校及び各種学校

二十 図書館

二十一 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

二十二 地域文化の振興等を図るための施設

二十三 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で政令で

定めるもの

二十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

2 前項に規定するもののほか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域持続的発展特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

3 市町村計画に基づいて行う第一項に規定する出資若しくは施設の整備又は過疎地域持続的発展特別事業の実施につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（資金の確保等）

第十五条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

第四章 過疎地域の持続的発展の支援のためのその他の特別措置

（基幹道路の整備）

第十六条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの（以下この条において「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わってその権限を行うものとする。

3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業（以下この条において「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。

4 前項の規定にかかわらず、基幹道路整備事業を行う都道府県は、当該基幹道路整備事業に係る基幹道路の存する市町村に対し、当該基幹道路整備事業に要する経費の全部又は一部を負担させることができる。

5 前項の経費について市町村が負担すべき額は、当該市町村の意見を聴いた上、同項の都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

6 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。

7 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第一百二十二号）以下この条及び次条第九項において「負担特例法」という。）第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業でその事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるその事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

8 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業でその事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるその事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、それぞれ負担し、又は補助するものとする。

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として

負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

(公共下水道の幹線管渠等の整備)

第十七条 過疎地域における市町村が管理する公共下水道のうち、広域の見地から設置する必要があるものであって、過疎地域の市町村のみでは設置することが困難なものとして国土交通大臣が指定するものの幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設（以下この条において「幹線管渠等」という。）の設置については、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第三条第一項の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 前項の指定は、公共下水道管理者（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下この条において同じ。）である市町村の申請に基づいて行うものとする。

3 都道府県は、第一項の規定により公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により都道府県が公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、下水道法第二十二條第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。

5 第一項の規定により都道府県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業（以下この条において「公共下水道幹線管渠等整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。

6 前項の規定にかかわらず、公共下水道幹線管渠等整備事業を行う都道府県は、当該公共下水道幹線管渠等整備事業に係る公共下水道の公共下水道管理者である市町村に対し、当該公共下水道幹線管渠等整備事業に要する経費の全部又は一部を負担させることができる。

7 前項の経費について市町村が負担すべき額は、当該市町村の意見を聴いた上、同項の都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

8 公共下水道幹線管渠等整備事業に要する経費に係る国の補助及び資金の融通については、当該公共下水道幹線管渠等整備事業に係る公共下水道を都道府県が設置する公共下水道とみなす。

9 負担特例法第二条第一項の規定の例によって算定した同項に規定する財政力指数が〇・四六に満たない都道府県が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る経費に対する国の補助の割合については、負担特例法第三条及び第四条の規定の例による。ただし、負担特例法第三条中「適用団体」とあるのは、「過疎地

域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）第十七条第九項に規定する都道府県」とする。

(高齢者の福祉の増進)

第十八条 都道府県は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、市町村計画に基づいて行う事業のうち、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

3 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、都道府県が都道府県計画に基づいて第一項に規定する施設の整備をしようとするときは、予算の範囲内において、当該整備に要する費用の一部を補助することができる。

4 国及び地方公共団体は、過疎地域における介護サービスの確保及び充実を図るため、老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに従事する者の確保、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実等について適切な配慮をするものとする。

第十九条 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るための集会施設の建設をしようとするときは、予算の範囲内において、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

(医療の確保)

第二十条 都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

一 診療所の設置

二 患者輸送車（患者輸送艇を含む。）の整備

三 定期的な巡回診療

四 保健師による保健指導等の活動

五 医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、その輸送中に医療を行う体制を含む。第八項において同じ。）の整備

六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一 医師又は歯科医師の派遣

二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療

3 国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師（第七項及び第八項において「医師等」という。）の確保その他当該無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。

4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。

5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により二分の一を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

6 国及び都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

7 都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たっては、過疎地域における医療の特殊事情に鑑み、過疎地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

8 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域において、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け）

第二十一条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、過疎地域において農業（畜産業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又はその法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であって農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

とする。

（沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け）

第二十二條 沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとり過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設若しくは購入又は住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

（減価償却の特例）

第二十三條 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。）をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第二十四條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備の取得等をした者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置に

よる減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第五章 過疎地域の持続的発展の支援のための配慮

（移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保）

第二十五条 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、過疎地域の持続的発展が図られるよう、多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらず、多様な住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、事業者その他の関係者間における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

（農林水産業その他の産業の振興）

第二十六条 国及び地方公共団体は、過疎地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

（中小企業者に対する情報の提供等）

第二十七条 国及び地方公共団体は、市町村計画に記載された産業振興促進区域において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が当該市町村計画の産業振興促進事項に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

（観光の振興及び交流の促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、過疎地域には豊かな自然環境、過疎地域において伝承されてきた文化

的所産等の観光資源が存すること等の特性があることに鑑み、過疎地域に対する国民の理解と関心を深めるとともに、過疎地域の持続的発展に資するため、過疎地域における観光の振興並びに過疎地域内の交流並びに過疎地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

（就業の促進）

第二十九条 国及び地方公共団体は、過疎地域の住民及び過疎地域へ移住しようとする者の過疎地域における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

（情報の流通の円滑化等）

第三十条 国及び地方公共団体は、過疎地域における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び地域住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための機会の提供について適切な配慮をするものとする。

（地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保）

第三十一条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、過疎地域内の交流及び過疎地域とその他の地域との交流の促進等を図るため、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保について適切な配慮をするものとする。

（生活環境の整備）

第三十二条 国及び地方公共団体は、過疎地域における定住の促進に資するため、住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

（保育サービス等を受けるための住民負担の軽減）

第三十三条 国及び地方公共団体は、過疎地域における保育サービス、介護サービス及び保健医療サービスを受けるための条件の他の地域との格差の是正を図るため、過疎地域の住民がこれらのサービスを受けるための住民負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

（教育の充実）

第三十四条 国又は地方公共団体は、過疎地域における教育の特殊事情に鑑み、公立学校の教職員（公立義

務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。）の定数の算定又は配置について適切な配慮をするものとする。 2 国及び地方公共団体は、過疎地域に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援について適切な配慮をするものとする。 3 国及び地方公共団体は、子どもの心身の健全な成長に資するため、過疎地域の区域外に居住する子どもが豊かな自然環境、伝統文化等を有する過疎地域の特性を生かした教育を受けられるよう適切な配慮をするものとする。 4 国及び地方公共団体は、過疎地域に居住する子ども等が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習の振興について適切な配慮をするものとする。 5 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実にについて適切な配慮をするものとする。 （地域文化の振興等） 第三十五条 国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。 （再生可能エネルギーの利用の推進） 第三十六条 国及び地方公共団体は、過疎地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することがその経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であること並びに土地、水、バイオマスその他の地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用が地域経済の発展に寄与することに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。 （自然環境の保全及び再生） 第三十七条 国及び地方公共団体は、過疎地域における自然環境の保全及び再生に資するための措置について	て適切な配慮をするものとする。 （農地法等による処分） 第三十八条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の持続的発展に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。 （国有林野の活用） 第三十九条 国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。 （規制の見直し） 第四十条 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じて過疎地域の市町村から提案があつたときは、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。 第六章 雑則 （旧過疎自立促進地域の市町村に係る特例） 第四十一条 令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。第三項及び附則において「旧過疎自立促進法」という。）の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村（以下この章及び附則において「旧過疎自立促進地域の市町村」という。）であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成二十九年年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五一以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域は、第二条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である市町村の区域に限る。 一 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下この項
---	---

において「五十五年間人口減少率」という。）が〇・四以上であること。

二 五十五年間人口減少率が〇・三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。

三 五十五年間人口減少率が〇・三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

2 旧過疎自立促進地域の市町村のうち特定期間合併市町村であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村の区域であって、第三条第一項又は第二項の規定の適用を受ける区域以外の区域のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和三十五年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下この項において「特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率」という。）が〇・四以上であること。

二 特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率が〇・三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。

三 特定期間合併関係市町村五十五年間人口減少率が〇・三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

3 前項の規定は、令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定の適用を受け

ていた市町村のうち特定期間合併市町村であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）に係る同項の規定に基づく過疎地域であった区域について準用する。

4 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村については、第二条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該市町村の区域で主務省令で定める基準に該当するものを過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。

（過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用）

第四十三条 この法律の規定（前条の規定を除く。）は、令和二年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

第一条第一項第一号		第十七条第九項
数値が〇・五一	平成二十九年度から令和元年度まで	当該数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。
	令和二年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内	第十七条第九項
数値が〇・五一		当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「平均財政力指数」という。）が全ての市町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位

平成二十七年	令和二年	令和二年	未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
平成二年	平成七年	平成七年	
昭和五十年	昭和五十五年	昭和五十五年	
(以下この項において「四十年間人口減少率」という。)が〇・二八		(当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する以下この項において「四十年間人口減少率」という。)が国勢調査の結果による市町村人口に係る令和二年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口を控除して得た数値が負数である市町村(以下この項において「四十年間人口減少市町村」という。)に係る四十年間人口減少率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率(当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「基準四十年間人口減少率」という。	
〇・二三	〇・一五	〇・一五	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
数値が〇・三五	数値が〇・三五	数値(当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入	

する。以下において「高齢者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る高齢者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第二号において「基準高齢者比率」という。）	する。以下において「高齢者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る高齢者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第二号において「基準高齢者比率」という。）
数値が〇・一	数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下において「若年者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る若年者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次条第一項第三号において「基準若年者比率」という。）
数値が〇・二	数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下において「二十五年間人口減少率」という。）が国勢調査の結果による市町村人口に係る令和二年の人口から当該市町村人口に係る平成七

[illegible]

	〇・二八	基準四十年間人口減少率
	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	〇・三五	基準高齢者比率
	〇・一一	基準若年者比率
	〇・二一	基準二十五年間人口減少率
第三条第二項	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四	平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	平成二十七年	令和二年
	平成二年	平成七年

2 この法律の規定（前条の規定を除く。）は、前項の国勢調査の次に行われる国勢調査の結果による人の年齢別構成が公表された場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

第一条第一項第一号	第十七条第九項	当該数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。
	第十七条第九項	第十七条第九項
	平成二十九年度から令和元年度まで	第四十三条第二項に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内
	数値が〇・五一	数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨て

平成二十七年の人口から	以下この項及び次条において「平均財政力指数」という。）が全ての市町村に係る平均財政力指数を合計して得た数値を全ての市町村の数で除して得た数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
平成二十七年の人口から	第四十三条第二項に規定する国勢調査が行われた年（以下この項及び次条において「調査年」という。）の人口から
平成二年	調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年
昭和五十年	調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年
平成二十七年の人口を	調査年の人口を
（以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が〇・二八	（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が国勢調査の結果による市町村人口に係る調査年の人口から当該市町村人口に係る調査年から起算して四十年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口を控除して得

〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
平成二十七年の人口の	調査年の人口の
数値が〇・三五	数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下において「高齢者比率」という。）が四十年間人口減少市町村に係る高齢者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第二号において「基準高齢者比率」という。）
数値が〇・一一	数値（当該数値に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下において「若年者比率」という。）が四十年間人口減少市町村
	た数値が負数である市町村（以下この項において「四十年間人口減少市町村」という。）に係る四十年間人口減少率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び次条において「基準四十年間人口減少率」という。）

に係る若年者比率を合計して得た率を四十年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次条第一項第三号において「基準若年者比率」という。）	数値が〇・二一	数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入する。以下ニにおいて「二十五年間人口減少率」という。）が国勢調査の結果による市町村人口に係る調査年の人口から当該市町村人口に係る調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口を控除して得た数値が負数である市町村（以下ニにおいて「二十五年間人口減少市町村」という。）に係る二十五年間人口減少率を合計して得た率を二十五年間人口減少市町村の数で除して得た率（当該率に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次条第一項第四号において「基準二十五年間人口減少率」という。）
第二條第一項第二号	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五

[illegible]

元年度までの各年度に係るものを合算したものの中の三分の一の数値が〇・四				均財政力指数を合計して得た数値を全ての町村の数で除して得た数値(当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)
〇・一三				基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
平成二十七年				調査年
平成二年				調査年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年

(市町村の廃置分合等があった場合の特例)

第四十四条 令和三年四月一日から前条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日の前日までの間に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、同条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、当該市町村が特定期間合併市町村でないときは、同条第一項及び第二項の適用については、当該市町村を特定期間合併市町村とみなす。

2 第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日から前条第二項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日の前日までの間に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、当該市町村が特定期間合併市町村でないときは、同条第一項及び第二項の適用については、当該市町村を特定期間合併市町村とみなす。

3 第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による公示の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、同項の規定により読み替えて適用する第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、当該市町村が特定期間合併市町村でないときは、同条第一項及び第二項の適用については、当該市町村を特定期間合併市町村とみなす。

4 合併市町村(令和三年四月一日以後に市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、過疎地域の市町村を除く。以下この項及び附則第八条において同じ。)のうち合併関係市町村(市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。同条において同じ。)に過疎地域の市町村(当該市町村の合併が行われた日の前日において第三条第一項若しくは第二項(これらの規定を前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十一条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))又はこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。)が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域(第三条第一項又は第二項(これらの規定を前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定の適用を受ける区域を除く。)を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

5 令和三年四月一日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、第四十一条及び第四十二条の規定は適用しない。

(主務大臣等)

第四十五条 第二条第二項における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 第七条第四項、第八条第八項(同条第十項において準用する場合を含む。))及び第九項(同条第十項及び第九条第五項において準用する場合を含む。))、第九条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))、第十条並びに第十一条における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

3 この法律における主務省令は、総務省令・農林水産省令・国土交通省令とする。

(政令への委任)

第四十六条 第二条第一項、第三条第一項及び第二項並びに第四十一条第三項までに規定する数値の算定、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合についてこの法律の規定を適用するために必要な事項、第四十三条の場合におけるこの法律の規定の適用に関し必要な事項、沖縄県の市町村について第四十一条の規定を適用する場合において必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(国の負担等に関する規定の適用)

第二条 第十二条(別表を含む。附則第五条において同じ。)、第十三条 第十六条第六項から第八項まで、第十七条第八項及び第九項、第十八条第二項及び第三項、第十九条並びに第二十条第五項の規定は、令和三年度の予算に係る国の負担又は補助(令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)から適用し、令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び令和二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で令和三年度以降の年度に繰り越されたものについては、附則第四条第一項及び第二項に定めるもののほか、なお従前の例による。

(この法律の失効)

第三条 この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

(旧過疎自立促進法の失効に伴う経過措置)

第四条 旧過疎自立促進法第六条に規定する市町村計画又は旧過疎自立促進法第七条に規定する都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び令和二年度以前の年度の歳出予算に係るもので令和三年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧過疎自立促進法第十条(別表を含む。)、第十一条、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定は、旧過疎自立促進法の失効後も、なおその効力を有する。

2 旧過疎自立促進地域の市町村の区域又は令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域内における旧過疎自立促進法第十四条第一項に規定する基幹道路の新設及び改築に係る事業並びに旧過疎自立促進法第十五条第一項に規定する公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業で、同日においてその工事を完了していないものについては、旧過疎自立促進法第十四条及び第十五条の規定は、令和九年三月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。

3 地方公共団体が、旧過疎自立促進地域の市町村の区域若しくは令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域内において製造の事業、旧過疎自立促

進法第三十条に規定する農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は旧過疎自立促進地域の市町村の区域若しくは同日において同項の規定により過疎地域とみなされる区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧過疎自立促進法第三十一条の規定は、旧過疎自立促進法の失効後も、なおその効力を有する。

4 平成二年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号) 附則第四十二条第二号の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号) の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であつて旧過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号) 第二十三条に規定する資金に係るものについては、旧過疎自立促進法附則第十五条の規定は、旧過疎自立促進法の失効後も、なおその効力を有する。

(特定市町村等に対するこの法律の準用)

第五条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであつて、第二条(第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条及び附則第七条において同じ。)又は第四十一条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定の適用を受ける区域を含まないもの(以下「特定市町村」という。)については、令和三年度から令和八年度までの間(特定市町村のうち財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のもの(以下「特別特定市町村」という。) については、令和三年度から令和九年度までの間)に限り、政令で定めるところにより、第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。この場合において、第十二条、第十三条及び第二十四条の規定の準用に関し令和九年度(特別特定市町村については、令和十年度)以降必要となる経過措置は、政令で定める。

第六条 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであつて、第二条又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域を含むものについては、当該規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。

2 前項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域のうち、当該区域を含む市町村に係る財政力指数

で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のものについては、特別特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

第七条 令和三年三月三十一日において旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、同項の規定に基づく過疎地域であった区域について第三条又は第四十一条第二項（同条第三項において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける区域以外の区域を含むものについては、旧過疎自立促進法第三十三条第二項の規定に基づく過疎地域であった区域のうち第三条又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

2 前項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域のうち、当該区域を含む市町村に係る財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下のものについては、特別特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

第八条 合併市町村のうち合併関係市町村に特定市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日において附則第六条からこの条までの規定のいずれかの規定の適用を受けていた市町村を含む。）が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該特定市町村の区域であった区域を特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

2 合併市町村のうち合併関係市町村に特別特定市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日において附則第六条第二項、前条第二項又はこの項の規定のいずれかの規定の適用を受けていた市町村を含む。）が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該特別特定市町村の区域であった区域を特別特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。
（電波法の一部改正）

第九条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第六備考第五号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）」に改める。

（地方交付税法の一部改正等）

第十条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表第二号中「過疎地域自立促進等」を「過疎地域の持続的発展等」に改め、同条第二項の表第二号中「過疎地域自立促進等」を「過疎地域の持続的発展等」に、「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）」第十四条第三項（同法附則第五条において準用する場合を含む。）若しくは旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」に、「過疎地域自立促進特別措置法附則」を「旧過疎地域自立促進特別措置法附則」に、「含む。」「を」を含む。」「若しくは」に改め、「若しくは旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項」を削る。

2 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、令和三年度分の地方交付税から適用する。
（地方税法の一部改正）

第十一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号の五中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）」に改める。

（公営住宅法の一部改正）

第十二条 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十三条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「の期間」を「（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで）の期間」に、「次の表」を「同表」に改め、「設備」の下に「第一項又は」を加え、同項の表第三号を同表第四号とし、同表第二号を同表第三号とし、同表第一号を同表第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）第二	製造業その他の政令で定	当該地区内において営む
める事業		当該事業の用に供される

条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地域及びこれに準ずる地域として政令で定める地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区	設備で政令で定める規模のもの
---	----------------

第四十五条第二項中「の期間」を「（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで）の期間」に、「次の表」を「同表」に改め、「設備（」の下に「前項又は」を加え、同項の表第三号を同表第四号とし、同表第二号を同表第三号とし、同表第一号を同表第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地域及びこれに準ずる地域として政令で定める地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの
---	-----------------	--------------------------------------

第六十八条の二十七第二項中「の期間」を「（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで）の期間」に、「次の表」を「同表」に改め、「設備（」の下に「前項又は」を加え、同項の表第三号の上欄中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号の上欄中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の上欄中「第一号」を「第二号」に改め、同号を同表第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区	同号の中欄に掲げる事業	当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの
---------------------------	-------------	--------------------------------------

（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の一部改正）

第十四条 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第三号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）」に改める。

第四条第四項中「過疎地域自立促進計画」を「過疎地域持続的発展計画」に改める。

第五条第九項中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に、「第五条第一項の自立促進方針」を「第七条第一項の持続的発展方針」に、「第六条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第十項中「過疎地域自立促進特別措置法第六条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第一項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に、「第五項」を「第八項」に改め、「これを」を削る。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

第十五条 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の表中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十一条第二項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）第十三条第二項」に、「過疎地域自立促進特別措置法別表」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法別表」に改める。

（集落地域整備法の一部改正）

第十六条 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「過疎地域自立促進計画」を「過疎地域持続的発展計画」に改める。

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）

第十七条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「過疎地域自立促進計画」を「過疎地域持続的発展計画」に改める。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正）

第十八条 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条第十項中「過疎地域自立促進計画」を「過疎地域持続的発展計画」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第十九条 株式会社日本政策金融公庫法の一部を次のように改正する。

別表第五第五号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二十六条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）第二十一条」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法の規定により株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であつて旧過疎自立促進法第二十六条に規定する資金に係るものについては、なお従前の例による。

（棚田地域振興法の一部改正）

第二十一条 棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「過疎地域自立促進計画」を「過疎地域持続的発展計画」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第二十二条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十二年三月三十一日の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同表平成三十三年三月三十一日の項を削り、同表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同表平成三十五年三月三十一日の項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同表平成三十六年三月三十一日の項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項の次に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
-------------	---

附則第四条第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第二十三条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成三十三年三月三十一日の項を削り、同表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同表平成三十五年三月三十一日の項中「平成

三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同表平成三十六年三月三十一日の項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日

過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

第二十四条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成三十三年三月三十一日の項を削り、同表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同表平成三十五年三月三十一日の項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同表平成三十六年三月三十一日の項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
-------------	---

附則第四条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第五条の表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同表平成三十五年三月三十一日の項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同表総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号）附則第六条に規定する日の項を削る。

附則第七条第一項を削り、同条第二項中「及び前項に規定する事務」を削り、同項を同条とする。

附則第九条第一項の表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同表平成三十五年三月三十一日の項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七

年三月三十一日」に改める。

別表（第十二条関係）

事業の区分		国の負担割合
教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	十分の五・五
児童福祉施設	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は幼保連携型認定こども園の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	二分の一から十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、三分の二）まで
消防施設	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	十分の五・五

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、令和三年度約八十億円の見込みである。